

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計装用空気系空気乾燥器（A）冷却再生弁の駆動用空気供給制御電磁弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
2	2号機	主発電機のコレクタ側上半軸受メタルの点検において、当たり面に傷が認められたため、当該部を修理	G III	
3	2号機	計装用空気系原子炉格納容器入口元弁駆動部の点検において、エアリークが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
4	2号機	原子炉蒸気供給系ジェットポンプ流量計（A）の点検において、テスト弁にシートリーク（3秒間に1滴程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
5	2号機	主発電機の点検において、軸受座締め付けボルト用絶縁管に損傷が認められたため、当該絶縁管を交換	G III	
6	2号機	8月に申請済みの定期検査申請書において、添付書類の一部に記載の誤りが認められたため、変更申請手続きを実施及び対応検討	G II	
7	2号機	廃棄物地下貯蔵設備濁度指示警報器（遊休設備）による警報の頻発が認められたため、当該警報回路を除外	G III	
8	2号機	所内用空気系空気圧縮機用電線管の建屋貫通部より雨水の浸入が認められたため、当該部を止水処理	G III	
9	3号機	所内ボイラ室蒸気供給母管用ドレントラップ下流側排水配管からの凝縮水の床面への滴下（3秒間に1滴程度、汚染なし）が認められたため、当該部を継続監視	G III	
10	3号機	排ガス放射線モニタにおけるサンプリング時、供給ガス流量指示計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該流量指示計を点検・調整	G III	
11	4号機	原子炉圧力容器関連温度初期値の再確認において、当発電所で定めている業務要領に記載の4号機用初期値の一部に誤りが認められたため、対応検討	G II	
12	5号機	廃棄物処理系床ドレン収集ポンプのグランドシール水受皿ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
13	5号機	高圧復水ポンプ（A）油冷却器サンプリング弁にシートリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
14	5号機	高圧復水ポンプ（C）油冷却器サンプリング弁にシートリーク（2秒間に1滴程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
15	5号機	主タービンバイパス弁（No. 2）用アキュムレータ元弁の蓋締付け用ボルト部（8箇所中、2箇所）に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	5号機	主タービンバイパス弁（No. 1）用アキュムレータ元弁の蓋締付け用ボルト部（8箇所中、3箇所）に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
17	5号機	燃料プール冷却浄化系熱交換器（B）の冷却水入口弁本体に腐食が認められたため、当該部を補修塗装	G III	
18	5号機	燃料プール冷却浄化系熱交換器（A）の冷却水入口弁本体に腐食が認められたため、当該部を補修塗装	G III	
19	6号機	所内用空気系圧縮機制御盤の扉シール用パッキンに劣化による破損が認められたため、当該パッキンを交換	G III	
20	6号機	非常用ガス処理系仮設サンプリングラック装置用電源ケーブルに誤って接触し、当該電源ケーブル用コンセントプラグを瞬時、引抜いてしまったことから、仮設サンプリング装置が停止したため、対応検討	G II	
21	6号機	タービン駆動原子炉給水ポンプの溶接検査成績書に添付されている「計測器リスト」に誤記が認められたため、誤記を訂正	G III	
22	6号機	廃液収集タンク攪拌ポンプ用シール水弁の接続部より水のリーク（1秒間に1滴程度、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
23	6号機	主発電機固定子冷却装置の発電機入口冷却水圧カススイッチに動作不良、もしくは圧力指示計に指示値不良の可能性が認められたため、当該計器を点検・調整	G III	
24	集中環境施設	ペレット等固化設備混練機のベント配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
25	その他	当直副長から当直長への辞令が発令された社員に関する原子力発電所運転責任者の選任手続き（本店所管グループへの書類の送付）を失念していたことが認められたため、速やかに手続きを実施及び対応検討	G II	
26	その他	事務本館（別館）に設置されている通信設備用充電器に「B系（No. 1）ユニット」の故障を示す警報の発生が認められたため、当該充電器を交換	G III	